

# 平成25年度 税制改正大綱について (雇用均等・児童家庭局関係部分抜粋)

平成25年5月  
厚生労働省   
雇用均等・児童家庭局

# 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置（所得税、個人住民税）

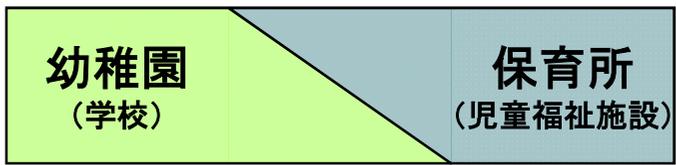
## 大綱の概要

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等(幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。)が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。)に贈与をする場合(当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする。

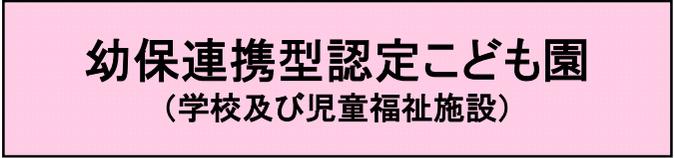
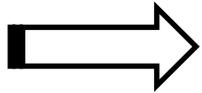
(注) 上記の改正は、平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用する。

- 子ども・子育て関連3法による新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を行う単一の施設として制度化したものであり、単一の設置主体により運営を行う必要がある。
- このため、現に複数の法人が設置する現行の幼保連携型認定こども園等について、単一の設置主体による運営への切り替えが円滑に行われるよう、事業の譲渡に際して、譲渡法人等に所得税等が課されないよう所得税等の特例措置を講ずる。

**幼保連携型**  
(486件)



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- ⇒
  - ・ 単一の設置主体とするため、法人間で事業譲渡を行う必要が生じる
  - ・ このため、事業譲渡の際に、所得税等が課されないよう特例措置を講じる
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

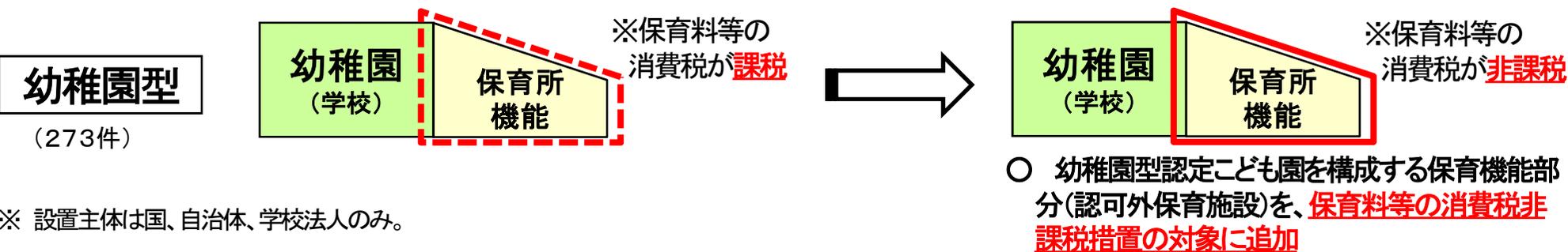
※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。  
 ※ 認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点)

# 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置（消費税）

## 大綱の概要

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える。

- 保育所及び一定の基準を満たした認可外保育施設における保育料等については消費税の非課税措置がとられているが、幼稚園併設型認可外保育施設については、非課税措置の対象とはなっていない。
- このため、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすことが確認された施設（幼稚園型認定こども園を構成する施設を想定）における保育料等について、保育所等と同様に消費税を非課税とする。



※ 設置主体は国、自治体、学校法人のみ。

※ 認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点)

# 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税）

## 大綱の概要

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

### 今回の非課税措置による課税状況の変化

（登録免許税法第4条、第33条、別表第3関係） 【○：非課税 ×：課税】

設置主体	幼稚園	保育所	
		現行(措置前)	今回の措置後
社会福祉法人	○	○	○
学校法人	○	× ※1	○
宗教法人	○	×	○
公益社団・財団法人	○	×	○

※1 現行では、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限って、学校法人が設置する保育所は非課税。

#### ○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385